

- 看護協会は、訪問看護師として、若い時から経験を積めるよう体系的な研修プログラムを検討し、人材の育成、確保を図ります。
- 各地域において、訪問診療を行う医師及び訪問看護師等との連携体制の構築を図り、個々の在宅医療関係者の負担軽減とバックアップ体制の確保を検討します。
- 県は、訪問歯科診療医師や訪問薬剤管理を行う薬剤師の確保に向けた対策を検討します。

4. 成果と指標

(1) 成果と指標

- 介護保険事業（支援）計画との整合性を確保する観点から令和8年度末の目標を設定します。
- （★）は、二次医療圏域との共通指標です。

施策の成果	ストラクチャー・プロセス指標	直近の実績 (2021年)	(目標) 2026年
【入退院支援】 切れ目のない継続的な医療体制を確保すること	退院支援の実施件数	51,277	57,718
【日常の療養支援】 継続的、包括的にケアを提供する体制を確保すること	訪問診療の実施件数（★）	98,474	109,918
	訪問看護の実施件数	7,086	8,843
【急変時の対応】 病状急変時に対応した診療体制を確保すること	機能強化型訪問看護ステーションがある在宅医療圏域数	4	13
【看取り】 患者が望む場所での看取り体制を確保すること	在宅ターミナルケアの実施件数	1,220	1,349

最終的な成果	アウトカム指標	直近の実績 (2021年)	(目標) 2026年
住み慣れた地域で人生の最終段階を迎える方が増えること	在宅死亡割合	24.6%	全国平均
	看取り数（死亡診断書のみを含むレセプト件数）（★）	2,248	2,486

(2) 指標の説明

指標	説明
退院支援の実施件数	診療所や病院の退院支援担当者等の支援により、円滑な退院支援を受ける「退院調整加算」件数(レセプト件数)の増加を図ります。 ※出典：NDB
訪問診療の実施件数	「在宅患者訪問診療料」の算定件数(レセプト件数)の増加を図ります。 ※出典：NDB
訪問看護の実施件数	訪問看護利用者（医療保険利用者と介護保険利用者の合計）（1ヶ月の利用者）の増加を図ります。※出典：介護サービス施設・事業所調査
機能強化型訪問看護ステーションがある在宅医療圏域数	機能強化型訪問看護ステーションがある在宅医療圏域の増加を目指します。※出典：NDB

在宅ターミナルケアの実施件数	「在宅ターミナルケア加算」等の算定件数（レセプト件数）の増加を目指します。※出典：NDB
在宅死亡割合	住み慣れた地域で人生の最終段階を迎える方の増加を目指します。 ※出典：国の人口動態統計における、全死亡者のうち、自宅、老人ホーム、介護医療院・介護老人保健施設で死亡した者の割合
看取り数（死亡診断書のみを含む）	「看取り加算」等の算定件数（レセプト件数）であり、住み慣れた地域で人生の最終段階を迎える方が増えることを目指します。※出典：NDB

（3）在宅医療を扱うにあたり理解が必要な用語の説明

<p>○訪問診療と往診 患者と約束した日時に定期的に訪問医療を行うことを訪問診療といい、患者の求めに応じて不定期に訪問医療を行うことを往診という。</p> <p>○在宅療養支援診療所 24時間連絡を受ける医師又は看護職員を配置し、往診等の体制が構築されている診療所であり、厚生労働省にその旨の届出を行ったもの。常時3名以上の常勤医師が確保されている場合は、強化型として届出が可能</p> <p>○在宅療養支援病院 複数の勤務医で在宅医療を行う。夜間などの当直医には、当直医以外に在宅のオンコール医を配置する必要がある。</p> <p>○在宅医療後方支援病院 通常許可病床が200床以上で、在宅医療を提供する医療機関と連携し、24時間連絡を受ける体制を確保している。連携する医療機関の求めに応じて、入院希望患者の診療が24時間可能な体制の確保等の条件がある。</p> <p>○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 自宅での介護が困難な寝たきりの方等に対して、入所により、入浴や食事をはじめとする日常生活の介護や機能訓練、健康管理、療養上の世話などのサービスを提供する施設</p> <p>○介護医療院 要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う施設</p> <p>○介護老人保健施設 病院と自宅の中間的な役割を持ち、在宅復帰をめざすための医療的ケアやリハビリテーションを提供する施設</p> <p>○介護療養型医療施設（療養病床の一種） 慢性的な症状のための療養を行うため、医療機関の療養病床のうち、介護保険が適用される施設</p> <p>○訪問介護 介護福祉士や訪問介護員が介護を要する利用者の居宅等を訪問し、入浴、排泄、食事等日常生活を送るうえで必要となるサービスを提供</p> <p>○訪問看護 訪問看護事業所から、看護師や保健師、理学療法士、作業療法士などが、介護を要する利用者の居宅等を訪問し、療養にかかわる世話や、医師の指示のもと、必要な診療の補助を行う。</p> <p>○通所リハビリテーション 医療機関や介護老人保健施設などで、食事や入浴などの日常生活の自立を目的とする機能回復の訓練などを日帰りで提供</p>
--